

令和5年 第11回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和5年8月9日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和5年 第11回 教育委員会会議 議事

○協 議

四日市市いじめ防止基本方針の改定について…………… P 3/103

○報 告

委任事務の報告（令和4年度中に教育委員会が行った行政処分について） P19/103

令和4年度決算について…………… P20/103

令和5年度8月定例会議会補正予算について…………… P77/103

令和4年度本市におけるいじめ・不登校の状況報告について…………… P82/103

四日市市いじめ防止基本方針（案）

令和5年8月改定版

四日市市

はじめに

いじめは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第1条に、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるもの」とあるように、決して許される行為ではありません。

いじめを受けた児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行った児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、市民全員がいじめについて正しく理解して、自己の役割を認識するとともに、子ども自らも安心して過ごせる豊かな社会や集団を築く一員であることを自覚し、いじめを許さない環境づくりを進めていかなければなりません。

四日市市は、平成26年、「法」第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び三重県いじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「四日市市いじめ防止基本方針」（以下「四日市市基本方針」という。）を策定しました。

この「四日市市基本方針」では、「法」が規定するいじめの防止等の組織的な取組を本市全体で円滑に進めていくこととし、第1章で「いじめ防止等のための対策の基本的な考え方」を整理し、第2章で「いじめ防止等のために四日市市が実施する施策」、第3章で「いじめ防止等のために学校が実施すべき施策」を示し、第4章で「重大事態への対処」について、附属機関の設置を含めて詳しく定めました。

この中で、「四日市市基本方針」の特長は、主に次のことです。

第1章・・・「いじめの定義及びいじめの態様」を明確にしたこと。

第2章・・・関係機関が「連携」して、いじめ問題を克服する仕組みとして、「四日市市いじめ問題対策連絡協議会」を設置していること。加えて、本市のいじめ防止対策を実効的にするため、教育委員会附属機関「四日市市いじめ問題対策調査委員会」を設置していること。

第3章・・・すべての学校で、いじめ問題を克服する体制を充実するため、「学校いじめ防止対策委員会」を設置していること。

第4章・・・重大事態に対処するため、「四日市市いじめ問題対策調査委員会」をその調査委員会として活用するとともに、市長の附属機関として「再調査委員会」を設置していること。

三重県は、令和4年5月に取りまとめられた、いじめの重大事態の対処に係る三重県いじめ対策審議会からの答申や、同年8月に三重県教育委員会と三重県子ども・福祉部によるいじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめたいじめ防止の対応策を反映させ、令和5年3月に「三重県いじめ防止基本方針」を改定しました。

このたび、本市においても改定された「三重県いじめ防止基本方針」を参考にするとともに、本市が実施する施策を反映させ、「四日市市いじめ防止基本方針」を改定しました。

今回の「四日市市いじめ防止基本方針」の主な改定概要は次の通りです。

- ① SNS相談アプリを活用し、相談体制の充実を図ること
- ② スクールロイヤーを有効に活用すること
- ③ メディア・リテラシーに関する学習を推進すること

今後も、市民全員で協力し、広く社会全体でいじめを許さない環境づくりを進めていきます。

目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1～3
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 四日市市いじめ防止基本方針策定の目的	
4 いじめ防止に向けた社会の役割	
第2章 いじめの防止等のために四日市市が実施する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3～8
1 四日市市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
2 四日市市教育委員会の附属機関の設置	
3 教育委員会の取組	
(1) いじめの防止・早期発見	
(2) いじめの対応	
(3) 学校評価の実施	
(4) いじめに関わる主な機関との連携	
4 その他の事項	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8～10
1 学校いじめ防止基本方針について	
2 学校の組織	
3 学校の取組	
(1) いじめの防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめに対する方策	
(4) 四日市版コミュニティスクールの活用	
第4章 重大事態への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10～13
1 重大事態の発生と調査	
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の趣旨	
(4) 調査を行うための組織	
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	
イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	
(6) その他留意事項	
(7) 調査結果の提供及び報告	
ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	
イ 調査結果の報告	
ウ 調査結果の公表	
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 再調査を行う機関の設置	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

- ※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断するのではなくいじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応も可能である。

具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての児童生徒は、かけがえのない存在であり、健やかに成長していくことは社会全体の願いである。

児童生徒は人と人とのかかわり合いの中で互いを認め合い、温かい人間関係の中で自己実現を目指していく。

しかし、いじめは健やかな成長の妨げとなるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと認識する必要がある。

いじめはどの児童生徒にも起こりうることから、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成することが必要である。

そこで、次のような理念のもとに、本市のいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等の対策を行っていく。

- (1) すべての児童生徒が安全・安心な生活が送れるようにすること。

- (2) すべての児童生徒がいじめを行わず、見逃すことがないように、いじめを許さない環境づくりを進めていくこと。
- (3) 児童生徒がいじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになること。
- (4) いじめの未然防止、早期発見、早期解決が図れるよう、市民全員がいじめについて正しく理解し、関係機関が連携を深めていくこと。

3 四日市市いじめ防止基本方針策定の目的

四日市市基本方針は前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により新たに規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、「いじめを許さない環境づくりを進めることを目的」とする。

4 いじめ防止に向けた社会の役割

いじめを防止するために、社会全体がいじめを許さない環境づくりに努め、社会全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

(1) 教育委員会として

いじめの防止に関する基本的な方針の策定と組織等の設置を行い、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。

- ① いじめの予防及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ② 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ③ 児童生徒が安全・安心な生活ができるよう、いじめ防止に向けて啓発を行う。
- ④ いじめに対して多角的な視点からの支援や解決を図るため、市関係課との連携した取り組みを強化するとともに、地域や民間団体等との連携体制の構築をすすめていく。

(2) 学校として

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安全・安心に生活できる学校づくりを行う。
- ② 児童生徒が主体となっていじめを許さない環境づくりを進めるため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さず、いじめを受けた児童生徒を守り抜くとともに、いじめが繰り返されることのないように組織的に対応する。

- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて一人ひとりの状況の把握に努める。

(3) 児童生徒として

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも一生懸命取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努める。
- ② 自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動に現すことができる。
- ③ 周囲にいじめの可能性があると感じたときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動する。

(4) 保護者として

- ① どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するように育てる。
- ② 児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでいく。
- ③ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または連絡する。
- ④ 児童生徒がスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行う。

(5) 市民、事業者、関係機関

- ① 市民及び市内で活動する事業者（以下、「市民等」という。）は、四日市市の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ② 市民等はいじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③ 市民等は、地域等で児童生徒が主体性をもって活動できる機会を積極的につくっていくよう努める。
- ④ 児童生徒の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、いじめを許さない環境づくりに努める。

第2章 いじめの防止等のために四日市市が実施する施策

市は、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な措置を講ずる。

具体的には、いじめの防止等のための

- (1) 児童生徒の健全育成に関わる機関等との連携強化

- (2) 教職員の資質の向上
 - (3) 保護者を対象とした啓発活動
 - (4) 三重県教育委員会と連携したインターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに児童生徒等への啓発
 - (5) いじめの防止等のために必要な事項や調査研究、検証及びその成果の公表
 - (6) いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
 - (7) 学校と家庭、地域が連携して対応する体制の構築
- 等を推進する。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（四日市市個人情報の保護に関する条例に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 四日市市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえ「四日市市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

構成は、教育委員会事務局、小中学校長会、こども未来部、北勢児童相談所、津地方法務局四日市支部、三重県四日市南・北・西警察署、三重県臨床心理士会、三重県弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

2 四日市市教育委員会の附属機関の設置

四日市市教育委員会（以下、「教育委員会」）は法第14条第3項に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として「四日市市いじめ問題対策調査委員会」を設置する。

この附属機関の機能は、以下のとおり。

- (1) いじめ問題に対する効果的な取組等に関して、教育委員会の諮問を受け、基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究を行う。
- (2) 市立学校における重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。（法第28条）
- (3) その他、教育委員会が必要と認める事項について審議する。
- (4) 構成は、法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者及び学識経験者等とする。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見

ア あらゆる教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめを許さない環境づくりに努める。

イ 児童生徒が主体的にいじめの防止に取り組めるよう学校を支援し、児童生徒及び

その保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

① 教職員向け手引きの作成

- ・ 「『いじめ』に関する指導の手引」

② 保護者向け啓発リーフレットの作成

- ・ 「いっしょに考えよう～いじめ問題～かけがえのない子どもたちのために」

ウ 4月・11月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解を図る。

① いじめ防止啓発のぼり旗等による啓発

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査を実施する。

① 毎学期に1回以上の「いじめ調査」と面談等を実施

② 「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U調査）」の実施

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

① いじめ等の相談電話の充実

- ・ 「いじめや体罰等に関する相談電話」（教育委員会）
- ・ 「発達障害、不登校等に関する相談」（教育委員会）
- ・ 「青少年とその家庭の悩み相談電話」（こども未来部）
- ・ 「人権に関する相談電話」（人権センター）
- ・ 文部科学省24時間こどもSOSダイヤル（全国共通）

② いじめ相談メールの充実

- ・ 四日市市HPに「いじめ相談メール窓口」を掲載

③ SNS相談アプリの活用

- ・ 市内小学校5・6年生、中学生を対象に、タブレット端末にて、いじめに限らず、児童生徒が自身の悩みを安心して相談できる環境を整備する。

④ いじめ予防教育の実施

- ・ 「脱傍観者」、「SOSの出し方」をテーマにした授業を実施し、いじめ予防、いじめ防止啓発を行う。

⑤ 「いじめ相談室」の設置

- ・ 「いじめ相談室」（教育委員会・こども未来部）を設置し、来所相談を行う。

⑥ スクールカウンセラーを市内全小中学校に配置。

- ・ スクールカウンセラーによる心のケアは、いじめを受けた児童生徒を最優先に行う。

また、必要に応じて、いじめを行った児童生徒にもつなげていく。

- ・ 緊急事案への対応として、いじめを受けた児童生徒の心のケアを行うために、心理資格を有する専門家を学校や家庭に派遣する。

⑦ スクールソーシャルワーカーの派遣

- ・ 学校だけで解決が難しい対応に対してはスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣し、問題解決に向けて支援する。

⑧ スクールロイヤールの派遣

- ・ 学校が行うべき法律上適切な対応について、公平・公正な立場に立ち、児童生徒の最善の利益を目的とし、法的な見地から指導・助言を行う。
- ・ 児童生徒がいじめについての理解を深め、いじめをなくすためにどのような行動をとるべきかについて、いじめ予防授業を行う。

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- ① 手引き等を活用した研修
- ② インターネットを通じて行われるいじめ対策としてメディア・リテラシーに関する研修

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

- ① こども未来部や携帯電話会社と連携し、各校や保護者に対し、SNSの正しい使い方の啓発を行う。
- ② 教育委員会がメディア・リテラシーに関わるリーフレットを作成し、全小中学校に配布し、活用をすすめる。

ク いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護する。また迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行う。

(2) いじめの対応

ア いじめに対する方策

- ① 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(第24条)

- ② 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

(第26条)

イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ① いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。また、これらの対応について、教職員全員の共通理解を図り、保護者の協

力のもと、必要に応じて関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

- ② いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価の実施

ア 学校評価の留意点

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校自己評価、学校関係者評価の活用

学校は、自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学校運営の改善に取り組む。

(4) いじめに関わる主な機関との連携

ア 市関係課との連携した取り組みの実施

- ① 人権センター
- ② 市民生活課多文化共生推進室
- ③ 男女共同参画課
- ④ こども家庭課
- ⑤ こども未来課青少年育成室

イ 学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）

- ① 学校関係者と警察関係者による連絡会議を開催
- ② 各警察署（四日市南・北・西警察署）関係課及び北勢少年サポートセンターとの定期的な情報交換の実施

ウ 他のいじめに関わる機関との定期的な情報交換の実施

- ① 北勢児童相談所
- ② 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- ③ 四日市市PTA連絡協議会

4 その他の事項

本市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、四日市市基本方針を見直し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、教育委員会は各小中学校いじめ防止基本方針について策定状況を把握する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長のリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針について

各学校は、国・三重県・四日市市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実など、いじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

策定のための留意点は、以下のとおり。

- (1) 基本方針を策定するに当たっては、保護者や地域の参画を得ながら進めていく。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際し、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- (3) 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

2 学校の組織

学校は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。必要に応じて、四日市版コミュニティスクール運営協議会委員の参加を求める。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成を行う。

- (1) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (2) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (3) いじめの疑いがある場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などが考えられる。
- (4) 当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証する役割を担う。

3 学校の取組

(1) いじめの防止

- ア いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえいじめの未然防止に向けて、学校は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。そして、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考えることができるよう支援する。
- イ 各中学校区で推進している「学びの一体化」においてキャリア教育を推進し、互いを認め合える人間関係や学校づくりに努める。
- ウ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権意識を向上させ、いじめへの対応に係る教職員の資質向上のための研修を実施する。

(2) 早期発見

- ア 些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該児童生徒や保護者との確な関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにするため、チェックリスト等を活用し、全教職員で取組む。いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認する。
- ウ 学校は、「いじめ調査」や「Q-U調査」等により、いじめの実態を把握するとともに、各調査結果を基にした教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、児童会や生徒会が主体となったいじめ防止に関わる活動を支援していく。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は「メディア・リテラシー」に関する教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(3) いじめに対する方策

- ア いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- イ いじめを受けた児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、状況に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。
- ウ 上記ア・イの対応について、教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、

関係機関・専門機関と連携して取組む。

エ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたと認められる場合や、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導や支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察と相談して対応する。

オ いじめの解消要件について

- ・ いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している。（少なくとも3か月）
- ・ いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し、面談等で確認する。

（４） 四日市版コミュニティスクールの活用

保護者や地域住民等を委員としている四日市版コミュニティスクールとの協働により、いじめの問題など、学校の課題を共有し、連携して解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

（１） 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、日数が30日に満たなくても、児童生徒の状況等、個々のケースに応じて、重大事態が発生したものとして迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

（２） 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長及び三重県教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査で、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となって調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導をするとともに、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には「四日市市いじめ問題対策調査委員会」を招集し、これが調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、本人から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が積極的に指

導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、就学校の指定の変更や区域外就学等、児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が要望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を、市長に報告する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

ウ 調査結果の公表

調査結果については、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、市長部局に附属機関を設置する。

当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者が委員となり、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や臨床心理士等の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員や警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を、再調査を要望した児童生徒又はその保護者に説明するとともに市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

令和5年8月9日(水)
教育委員会会議 資料

委任事務の報告（令和4年度中に教育委員会が行った行政処分について）

四日市市教育委員会事務委任規則（昭和39年四日市市教委規則第11号）第4条第1項第3号の規定に基づき、報告を要する令和4年度中に教育委員会が行った行政処分のうち重要なものについて、該当がないことをご報告いたします。

○四日市市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（委任事務の報告）

第4条 教育長は、次に掲げる委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を年1回以上委員会に報告しなければならない。

- (1) 教育委員会が所管する主要施策の成果
- (2) 教育行政に関する計画の重点目標の達成状況
- (3) 教育委員会が行った行政処分のうち重要なもの
- (4) その他重要な委任事務

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、委員から委任事務の報告を求められたときは、速やかにその管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。